

# 次世代育成支援対策推進法による行動計画の取り組みについて —特定事業主としての地方自治体の取り組み—

小 崎 恭 弘

## 1. 研究目的

平成17年（2005）4月1日より「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画が実施された。この法律は一条「目的」において主旨が示されているように、社会全体で次世代育成に強く取り組む必要性を示したものである。また法律では具体的な取り組みを実施するに当たり、四つの行動計画の策定を義務づけている。それらは①市町村行動計画 ②都道府県行動計画 ③一般事業主行動計画 ④特定事業主行動計画である。

行政の行動計画・一般事業主の行動計画については、市民の子育てに直結するものであり社会的にも関心の高さが伺える。（朝日新聞2005年4月5・6日）しかし特定事業主（地方自治体が当該職員の事業主として）に関する行動計画については、市民生活に直接影響がないこともありマスメディアや社会的にもあまり関心が払われていない。その内容や実態についてはほとんど知られていない。しかし地方自治体の職員数は都道府県では163万人・市区町村では148万人（平成15年）であり、その規模や労働者の立場から考えれば、その影響力は決して小さいものではない。また様々な施策の率先的実施や法の遵守という立場からも、地方自治体の行動計画のありようについて、研究する意義は大きいと考える。

## 2. 研究の視点及び方法

調査期間は平成17年4月15日から5月13日。全国47都道府県人事課にアンケートを依頼。（消防・警察・教育委員会等を除く一般行政職を対象とした）。アンケート内容は特定事業主行動計画についての質問を行う。進捗状況・具体的な内容・成立過程・職員の参加形態・公表方法・特徴等である。回答方法は主として記述形式をとりより具体的な内容について理解を得るようにした。

## 3. 研究結果

47都道府県のうち回答を得たのは31都道府県であった。回収率は65.95%である。

具体的な内容としては、現存の制度の積極的な活用や男性の育児休暇取得などをあげるところが多くあった。目標については具体的な数値目標を上げている所や概念的な内容にとどまっているところなど幅広いものであった。計画策定に関しては、ほとんどの自治体で職員の意見がアンケートやワーキンググループの構成員として反映されている。また各自治体の行動計画の特徴としては、自治体間でその意識に対する違いが顕著に現れている。

このような特定事業主の行動計画は、その地方自治体の他の行動計画についても、精神や意識また考え方反映されていると考えられる。今後他の行動計画との整合性なども視野に入れた、研究を行っていきたい。